

# 海老名市地区画整理事業

## 助成要綱

昭和 62 年 3 月 1 日施行  
平成 8 年 10 月 1 日一部改正  
平成 26 年 5 月 1 日一部改正  
平成 29 年 6 月 9 日一部改正  
令和 6 年 10 月 1 日一部改正

# 海老名市土地区画整理事業助成要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、道路、公園等の都市基盤施設の整備の促進等により健全な市街地の造成を図り、もって公共の福祉の増進に資するため、土地区画整理事業法（昭和29年法律第119号。以下「法」という。）第3条第1項の規定により土地区画整理事業を施行しようとする者若しくは施行する者又は法第3条第2項に規定する土地区画整理事業組合（以下「組合」という。）を設立しようとする者若しくは組合に対し助成することについて、海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和58年規則第12号。以下「規則」という。）に規定するものほか、必要な事項を定める。

## (用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 施行地区 土地区画整理事業を施行する土地の区域をいう。
- (2) 公共施設 道路、公園、広場、河川、下水道（都市下水路を含む。）及び土地区画整理事業法施行令（昭和30年政令第47号）第67条に規定する公共の用に供する施設その他市長が特に必要と認めた施設をいう。

## (助成の対象となる事業)

第3条 この要綱に基づく助成の対象となる土地区画整理事業（以下「事業」という。）は、次の各号に該当するものでなければならない。

- (1) 施行地区的面積が2ヘクタール以上であること。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。
- (2) 事業の施行後における施行地区内の公共施設の用に供する土地の面積の合計が施行地区的面積の20パーセント以上であること。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(助成の内容)

第4条 助成の内容は、次のとおりとする。

- (1) 法第75条第1項に規定に基づく技術援助をすること。
- (2) 法第3条第1項に規定する事業の施行又は法第3条第2項に規定する組合の設立認可申請のために必要な測量、調査、設計等に要する費用及び埋蔵文化財の事前調査に要する費用を補助金として交付すること。
- (3) 事業に伴う公共施設の整備等に要する費用を補助金として交付すること。
- (4) その他市長が特に必要と認めた費用を補助金として交付すること。

(補助金の額等)

第5条 前条第2号及び第4号に規定する補助金の額は、それぞれ当該各号に規定する費用の100分の100以内の額とし、予算の範囲内で市長が定めた額とする。

2 前条第3号に規定する補助金の額は、認可事業費の100分の30以内とし、その算定は別表第1に定める算定基準により行うものとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

3 前2項の規定にかかわらず、法第120条に規定する公共施設管理者の負担金を受ける部分については、助成の対象としない。

(事業概要の協議)

第6条 助成を受けようとする者は、事業の概要についてあらかじめ市長と協議するものとする。

(交付申請)

第7条 助成を受けようとする者は、次に掲げる申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 第4条第1号に規定する技術的援助を受けようとする場合 土地区画整理事業助成申請書（第1号様式）
- (2) 第4条第2号、第3号及び第4号に規定する補助金を受けようとする場合 土地区画整理事業補助金交付申請書（第2号様式）

2 前項の申請書には、別表第2に定める書類（第4条第2号、第3号及び第4号について第3号様式を含む。）を添付しなければならない。

（決定通知書）

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、助成を行うことを決定したときは、次により申請者に通知するものとする。

（1） 第4条第1号の場合 土地区画整理事業助成決定通知書（第4号様式）

（2） 第4条第2号、第3号及び第4号の場合 土地区画整理事業補助金交付決定通知書（第5号様式）

2 市長は、助成しないことを決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

（事業計画の変更）

第9条 前条第1項の規定により助成の決定を受けた者が、事業計画を変更しようとするときは、地区画整理事業計画変更承認申請書（第6号様式）により市長の承認を得なければならない。

（状況報告）

第10条 規則第11条の規定による状況報告は、地区画整理事業状況報告書（第7号様式）により市長が定めた日までに行わなければならない。

（実績報告）

第11条 助成事業者は、助成事業が完了したときは地区画整理事業実績報告書（第8号様式）に次の書類を添付して、市長に報告しなければならない。

（1） 収支精算書

（2） 地区画整理事業実績報告箇所別表（別紙2）

（3） 地区画整理事業補助金交付決定通知書（第5号様式）の写し

（4） 契約書の写し

（5） 着手届及び完成届の写し

（6） 工事写真及び完了箇所図

（7） その他市長が必要と認めた書類

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条に規定する報告を受けたときは、その内容を審査し必要に応じて現地調査等を行い、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、当該確定額を土地区画整理事業補助金交付確定通知書（第9号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、適合すると認められないときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(補助金の交付時期)

第13条 補助金の交付の時期は、補助金の額の確定後とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

2 前条第1項の規定により補助金の確定通知を受けた者は、速やかに土地区画整理事業補助金交付請求書（第10号様式）に土地区画整理事業補助金交付決定通知書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

(助成の取消し等)

第14条 市長は、助成の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、既に行つた助成の決定を取り消すことができる。この場合において、既に交付した補助金があるときは、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 市長の指示又は条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により助成を受けたとき。
- (3) 事業の廃止又は組合の解散の認可があったとき。
- (4) その他市長が適当でないと認めた行為があったとき。

附則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

《昭和62年3月1日・制定》

《平成8年10月1日・一部改正》

《平成26年5月1日・一部改正》

《平成29年6月9日・一部改正》

別表第1 (第5条関係)

区分	補助対象	補助基本額
都市計画道路	用地費	用地費に算定基準幅員率を乗じて得た額
	工事費	工事費に算定基準幅員率を乗じて得た額
	移転補償費	移転補償費に算定基準幅員率を乗じて得た額
都市計画道路以外の道路	用地費	用地費に算定基準幅員率を乗じて得た額
	工事費	工事費の100分の50以内の額
	移転補償費	移転補償費に算定基準幅員率を乗じて得た額
公園	用地費	公園面積のうち基準面積を超える部分に相当する額
	工事費	工事費の100分の50以内の額
	移転補償費	公園面積のうち基準面積を超える部分の占める割合を乗じて得た額
下水道	工事費	工事費の100分の50以内の額
雨水調整池	用地費	全額(公園と分離設置の場合)
	工事費	工事費の100分の50以内の額
	移転補償費	全額(公園と分離設置の場合)
無電柱化施設	工事費	工事費の3分の2以内の額
埋蔵文化財等調査費	本調査費	発掘調査、出土品整理及び報告書作成に要する費用の100分の50以内の額
公共施設台帳整備等に要する費用		事務費の100分の10以内の額

#### 備考

- 1 算定基準幅員率とは、算定基準幅員(道路幅員の6m(準工業地域、工業地域及び工業専用地域内の道路であっては8m)を超える部分)が当該道路幅員に対して占める割合をいう。
- 2 都市計画道路及び都市計画道路以外の道路には、駅前広場を含むものとする。補助金額については、取り付け道路の算定基準幅員率によるものとする。
- 3 移転補償費とは、公共施設の築造に支障となる物件の移転費用をいう。
- 4 公園の基準面積とは、次のうちいずれか大きい数値とする。
  - (1) 地区内に居住することとなる人口について、一人当たり3m<sup>2</sup>に相当する面積
  - (2) 地区面積の3%に当たる面積
- 5 無電柱化施設とは、電線類の地下埋設施設をいう。
- 6 無電柱化施設の工事費には、設計費を含むものとする。

別表第2（第7条関係）

第4条第1号の申請に係る添付書類	(1) 発起人又は理事の住所氏名簿
	(2) 地権者名簿及び公図の写し
	(3) 土地登記簿謄本
	(4) 施行地区図
第4条第2号の申請に係る添付書類	(1) 発起人又は理事の住所氏名簿
	(2) 地権者名簿及び公図の写し
	(3) 土地登記簿謄本
	(4) 施行地区図
	(5) 同意書（土地所有者又は借地権者）
	(6) 測量、調査、設計等に要する内訳書 及び埋蔵文化財の事前調査に要する内訳書
	(7) 助成事業の計画
	(8) 助成事業の効果
第4条第3号及び第4号の申請に係る添付書類	(1) 施行認可書又は組合設立認可書の写し
	(2) 基準、規約又は定款
	(3) 事業計画書（工事設計書）
	(4) 当該年度收支予算書
	(5) 助成事業の効果

第1号様式（第7条関係）

年 月 日

土地区画整理事業助成申請書

海老名市長 殿

住所

氏名

海老名市土地区画整理事業助成要綱第7条第1項の規定により、技術援助の助成を受けたく、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1. 事業の名称

2. 施行地区の名称及び面積

3. 施行理由

4. 助成事業の着手及び完了の予定期日

着手	年	月	日
完了	年	月	日

第2号様式（第7条関係）

年 月 日

土地区画整理事業補助金交付申請書

海老名市長 殿

住所

氏名

海老名市土地区画整理事業助成要綱第7条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1. 事業の名称

2. 補助金交付申請額

円

3. 申請理由

4. 助成事業の着手及び完了の予定期日

着手	年	月	日
完了	年	月	日

### 第3号様式（第7条関係）

年 月 日

## 土地区画整理事業助成事業箇所別表

海老名市長 殿

## 住所

氏名

## 1. 事業期間

年 月 日から  
年 月 日まで

## 2. 対象事業区分

第4号様式（第8条関係）

年 月 日

土地区画整理事業助成決定通知書

殿

海老名市長

年 月 日付け助成申請については、次のとおり技術的援助を行うことに決定したので、海老名市土地区画整理事業助成要綱第8条第1項の規定により通知します。

1. 事業名称

2. 助成の範囲

3. 助成条件

第5号様式（第8条関係）

年 月 日

土地区画整理事業補助金交付決定通知書

殿

海老名市長

年 月 日付け補助金交付申請については、次のとおり決定したので、海老名市土地区画整理事業助成要綱第8条第1項の規定により通知します。

1. 交付決定額

対象事業名	補助金交付額（円）

2. 交付の条件

- (1) 助成事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けなければならない。助成事業の変更の場合も同様とする。
- (2) 助成事業を予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (3) この補助金を他の用途に使用し、又は法令補助条件又は市長の指示若しくは命令に違反したときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。
- (4) 補助金の交付の時期は、完成検査終了後とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。
- (5) 助成事業の状況報告は、土地区画整理事業状況報告書により市長が定めた日までに行わなければならない。

第6号様式（第9条関係）

年 月 日

土地区画整理事業計画変更承認申請書

海老名市長 殿

住所

氏名

年 月 日付けで決定のあった事項について変更が生じたため、海老名市土地区画整理事業助成要綱第9条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1. 変更内容

2. 変更理由

3. 変更後事業完了予定年月日

年 月 日

第7号様式（第10条関係）

年 月 日

土地区画整理事業状況報告書

海老名市長 殿

住所

氏名

海老名市土地区画整理事業助成要綱第10条の規定により、別紙1のとおり報告します。

第8号様式（第11条関係）

年 月 日

土地区画整理事業実績報告書

海老名市長 殿

住所

氏名

海老名市土地区画整理事業助成要綱第11条の規定により、次のとおり報告します。

1. 事業の名称

2. 報告区分

補助金の交付

3. 添付書類

- (1) 収支精算書
- (2) 土地区画整理事業実績報告箇所別表（別紙2）
- (3) 土地区画整理事業補助金交付決定通知書（第5号様式）の写し
- (4) 契約書の写し
- (5) 着手届及び完成届の写し
- (6) 完成写真及び完了箇所図
- (7) その他市長が必要と認めた書類

第9号様式（第12条関係）

年 月 日

土地区画整理事業補助金交付確定通知書

殿

海老名市長

年 月 日付で完了実績報告のあった に対  
する補助金の交付額については、下記のとおり確定したので、海老名市土  
地区画整理事業助成要綱第12条第1項の規定により通知します。

記

1. 補助事業名

2. 補助対象事業費

3. 補助金交付決定額

4. 補助金交付確定額

第 10 号様式（第 13 条関係）

年 月 日

土地区画整理事業補助金交付請求書

海老名市長 殿

住所

氏名

海老名市土地区画整理事業助成要綱第 13 条第 2 項の規定により、次のとおり関係書類を添えて請求します。

1. 補助金請求内訳

対象事業名	設計金額（円）	交付決定額（円）	請求額（円）

2. 添付書類

土地区画整理事業補助金交付決定通知書の写し



## 別紙2（第11条関係）

土地区画整理事業実績報告箇所別表

地 区 名	施 行 面 積 (m <sup>2</sup> )	施 行 期 間	地 権 者 数 (人)	交 付 決 定 日
		年 月 日から 年 月 日まで		年 月 日

対 象 事 業 名	事 業 費(円)	交付決定額(円)	支出済額(円)	内 容